

## 認定都市プランナー等認定登録制度施行規則

平成 30 年 4 月 1 日修正

平成 31 年 4 月 1 日修正

平成 31 年 4 月 24 日修正

### (目的)

第 1 条 認定都市プランナー等認定登録制度（以下「本制度」）の適正かつ公正な実施を図るため、認定都市プランナー等認定登録制度施行規則（以下、「施行規則」という。）に基づきこの規則を定める。

### (定義における民間機関等)

第 2 条 施行規則第 3 条に定める「民間機関等に属する者」の「民間機関等」とは次に掲げる法人とする。

- 1) 会社法第 2 条第 1 号に規定する会社
- 2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 条第 1 号に規定する一般社団法人等で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に規定する認定を受けたものを含む。
- 3) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 号の規定による特定非営利活動法人
- 4) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

### (運営委員会の所掌事項及び運営)

第 3 条 施行規則第 4 条第 2 項の規定により、運営委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 本制度全体の運営・管理に関すること
  - ② 施行規則第 11 条に規定する推薦事務に関すること
  - ③ 評価委員会の運営支援に関すること
  - ④ 連絡協議会の開催に関すること
  - ⑤ 施行規則第 4 章に規定する登録に関すること
  - ⑥ 本制度の周知及び普及に関すること
- 2 運営委員会は委員長が招集する。
  - 3 運営委員会の招集は、開会の日の 7 日前までに通知するものとする。
  - 4 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の所掌事項及び運営)

第4条 施行規程第7条第2項の規定により、評価委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 施行規程第11条第3項に規定する審査に関すること
- ② 施行規程第18条第6項に定める登録更新審査に関すること
- ③ 本制度に係わる審査基準に関すること
- ④ 施行規程第9条第3項の分科会委員の選定に関すること

2 評価委員会は委員長が招集する。

3 評価委員会の招集は、開会の日の7日前までに通知するものとする。

4 評価委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(認定都市プランナー認定・登録制度連絡協議会の所掌事項及び運営)

第5条 施行規程第10条に規定する協議会は、次の業務を所掌する。

- ① 本制度の運営に関する助言
- ② 本制度の改定に関する勧告
- ③ 評価委員会の委員の選定に関すること
- ④ マスター都市プランナーの審査に関すること

2 協議会に会長を置き、協会会長が委嘱する。

3 協議会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 施行規程第10条第2項のその他規則で定める者は、施行規程第6条により選定された運営委員長及び施行規程第9条により選定された評価委員長とする。

(推薦書)

第6条 施行規程第11条第1項の推薦書は、別紙様式1のとおりとする。

(推薦基準)

第7条 施行規程第11条第2項に定める推薦基準は、次の通りとする。

- 1 一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、及

び特定非営利活動法人日本都市計画家協会のいずれかに属する本規則第2条で定める民間機関等の都市計画実務専門家であること

- 2 認定都市プランナーの推薦基準は次のすべてを満たすものとする。
  - ① 都市計画分野における実務経験が15年以上であること
  - ② 登録する専門分野において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
  - ③ 都市計画全般において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
- 3 認定准都市プランナーの推薦基準は、次のすべてを満たすものとする。
  - ① 都市計画分野の実務経験が5年以上であること
  - ② 都市計画の基本的知識（法令、事業制度等）を習得していると認められること。
  - ③ 都市計画分野の業務において、上司の指導のもとに一定水準以上の成果を出すことができると認められること
  - ④ 登録する専門分野における実務実績を3件以上有すること
  - ⑤ 都市計画全般における実務実績を3件以上有すること

（推薦書の審査基準）

第8条 施行規程第11条第2項に定める審査基準は、前条に規定する都市プランナーの種類ごとの推薦基準をすべて満足していることとする。

（認定審査実施要項の公示）

第9条 施行規程第11条第6項の実施要項の公示は、申請書類の提出期限の2か月前までに行うものとする。

（認定審査申請書類）

第10条 施行規程第11条で定める認定審査を受けようとする者が提出する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 推薦書（様式1）
- (2) 認定申請書（様式2-1）
- (3) 経歴書（様式2-2）
- (4) 社会的活動の実績に関する調書（様式2-3）

(5) 実務実績調書（様式3-1, 3-2）

ア 認定都市プランナー

選択する専門分野に関する責任ある立場での実務実績5件以上、都市計画全般に係わる責任ある立場での実務実績5件以上で、それぞれ最近5年以内の案件を必ず1件含めて記載すること。

イ 認定准都市プランナー

選択する専門分野に関する実務実績3件以上、都市計画全般に係わる実務実績3件以上で、それぞれ最近5年以内の案件を必ず1件含めて記載すること。

(6) 業務実績調書の業務概要（様式3-3、様式3-4）（認定都市プランナー申請者のみ）

認定都市プランナー申請者は、第10条(5)で記載した業務実績の概要について、専門分野5件、都市計画全般3件を500字以上800字以内で記載する。

(審査結果の通知書の様式)

第11条 施行規程第12条に定める審査結果の通知書は、様式4-1によるものとする。

(受験票)

第12条 施行規程第12条第2項の規則で定める口頭審査受験票は、様式4-2とする。

(審査手数料)

第13条 施行規程第13条に定める審査手数料は、認定都市プランナーの種類ごとによりのとおりとする。

ア 認定都市プランナー

15千円

イ 認定准都市プランナー

なし

(登録申請書)

第14条 施行規程第14条第1項に定める登録申請書は、様式5のとおりにする。

(登録簿の記載事項及びその様式)

第 15 条 施行規程第 14 条第 1 項に定めるその他本協会が定める事項は次のとおりとする。

- ① 代表的な実務実績（第 10 条（6）の様式 3－3 の業務実績調書の業務概要に記載の内容を 150 字以内に要約したもの）
- 2 施行規程第 14 条第 2 項の登録簿は、様式 6 のとおりとする。

(登録証)

第 16 条 施行規程第 14 条第 5 項の登録証は、様式 7 により行うものとする。

(変更等の届出)

第 17 条 施行規程第 15 条に定める変更届出書は別紙様式 8－1 により行うものとする。

(登録手数料)

第 18 条 施行規程第 17 条第 1 項に定める登録手数料は、認定都市プランナーの区分ごとに次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

- ① 1 つの分野の登録を行う場合の登録料 20 千円
- ② 複数の分野の登録を行う場合の 2 つ目以降の 1 分野あたり登録料 10 千円

イ 認定准都市プランナー

- ① 1 つの分野の登録を行う場合の登録料 5 千円
- ② 複数の分野の登録を行う場合の 2 つ目以降の 1 分野あたり登録料 2.5 千円

(見なし CPD)

第 19 条 施行規程第 18 条第 4 項に定める見なし CPD は、会長が都市計画 CPD と同等と認めて評価委員会の同意を得て定める自己学習等（以下「見なし CPD」という）とする。

(登録更新申請書類)

第 20 条 施行規程第 18 条第 2 項及び第 4 項で定める登録更新を受けようとする者が提出する申請書類は、次の通りとする。

- (1) 登録更新申請書（様式 9）
- (2) 登録更新における実務実績調書（様式 10-1～3）
- (3) 登録更新における実務実績調書の業務概要（様式 10-1）

登録している専門分野の業務実績 2 件を含む全体で 3 件の業務概要をそれぞれ 150 字以内で記載。ただし、認定准都市プランナー登録申請者を除く

- (4) 都市計画 CPD 及び見なし CPD ポイント集計表、証明書等（様式 11-1～3）

都市計画 CPD ポイントについては、日本都市計画学会が発行する「都市計画 CPD 実施記録登録証明書」あるいは建設系 CPD 協議会加盟団体が発行する証明書を添付し、取得した CPD ポイント数を証明しなければならない。

また、見なし CPD ポイントについては、必要書類を更新申請書と合わせて提出し、認定都市プランナー評価委員会において審査を受けなければならない。

- (5) 更新登録における社会的活動に関する調書（様式 12）

（実務実績等記載期間）

第 21 条 認定都市プランナー等認定登録制度施行規程第 18 条第 4 項に定める登録更新申請書に記載する実務実績等の期間（以下、「実務実績等記載期間」という）は、登録更新をしようとする当該年度における施行規定第 18 条第 2 項に定める会長が定める登録更新の申請を行わなければならない日から 4 年間遡った日までとする。

（登録更新審査基準）

第 22 条 施行規程第 18 条第 6 項に定める登録更新の審査基準は次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

認定都市プランナーにふさわしい実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていることとして以下の全てを満たしていること。

- ①実務実績については、実務実績等記載期間に従事した責任のある立場での業務が、登録専門分野 2 業務以上を含み全体で 3 業務以上があること。
- ②自己研鑽については、実務実績等記載期間における都市計画 CPD（見なし CPD を含む）のポイント数を、100 ポイント以上取得していること。ただし、100 ポイントの中で見なし CPD ポイントの占める割合は 8 割以内とする

る。

- ③社会的活動については、実務実績等記載期間において活動した社会的貢献活動の実績があること。

#### イ 認定准都市プランナー

認定准都市プランナーにふさわしい実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていることとして以下の各号を全て満たしていること。

- ①実務実績については、実務実績等記載期間に従事した業務が、登録専門分野2業務以上を含み全体で3業務以上があること。
- ②自己研鑽については、実務実績等記載期間における都市計画CPD（見なしCPDを含む）のポイント数を、50ポイント以上取得していること。ただし、50ポイントの中で見なしCPDポイントの占める割合は8割以内とする。
- ③社会的活動については、実務実績等記載期間において活動した社会的貢献活動の実績があること。

2 次の各号に規定する書類を提出し、評価委員会の審査を経た場合は、前項の基準によらないことができる。

- (1) 実務実績について、専門とする分野を担当する部署から移動したことなどから、専門とする分野の実績が少ない又はない場合 業務を離れていることを証する書類（様式10-3）
- (2) 実務実績について、環境・エネルギー分野、健康・福祉分野等発注量が少ない分野として第21条第3項に定める分野で業務が受注できなかったことから、実務実績が少ない又はない場合 専門とする当該分野の自己研鑽の状況に関する書類（様式10-3）
- (3) 実務実績について、長期の病気療養、退職、転職により職から離れたこと及び同一業務に長期間従事したことなどから実務の実績が少ない又はない場合 業務を離れていることを証する書類（様式10-3）
- (4) 自己研鑽について、長期の病気療養により、CPDポイントの取得が困難であった場合 それを証する書類（様式11-3）
- (5) 社会的活動について、業務の都合などやむを得ない理由により、社会的活動ができなかった場合 社会的活動が出来なかった理由及び今後の社会的活動の取り組み方針に関する書類（様式12）

3 前項（2）に規定する分野とは、会長があらかじめ評価委員会の意見を聞いて

公示した分野とする。

(その他)

第 23 条 本規則に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、会長が協議会の意見を聞いて業務執行会議に諮って処理するものとする。

(附則)

本規則は、平成 28 年 1 月 20 日より施行する。

本規則は、平成 28 年 8 月 9 日より施行する。

本規則は、平成 29 年 2 月 22 日より施行する。

本規則は、平成 29 年 12 月 6 日より施行する。

本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

本規則は、平成 31 年 4 月 24 日より施行する。